

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

第一問（評論） 採点基準（合計点40点）

（） 8点

（模範解答例）

A①○1点 A②○1点 A③○1点 A④○1点
硬貨を正円、 林檎を赤とする 「本当」の形や色とは、 実用的な規準に基づくにす

ず、

B①○1点 B②○1点 B③○1点
知覚対象の「見え」は 知覚体験として すべて同等の資格をもつということ。
X（分析Ⅱ分けること）○1点（8点）

【構造点】

・Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する仕組みへの評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上入っていればこの仕組みの骨組みが成立しているときとして1点加点。

X（分析Ⅱ分けること） 条件Aの要素+条件Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは原則的に条件同士において、また各条件内の要素間においても部分採点可能（7点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。（1点）

A 「硬貨を正円、林檎を赤とする」「本当」の形や色とは、実用的な規準に基づくにすぎず、」（4点）

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「硬貨を正円」の要素に1点。

○ 「硬貨が正円」、「硬貨を正円として」などでも可。

× 「硬貨」「正円」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「林檎を赤とする」の要素に1点。

○ 「林檎が赤いとする」、「林檎の色を赤とする」などでも可。

× 「林檎」「赤」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 『本当』の形や色とは、「の要素に1点。

○ 『本当の形』や『本当の色』というのは、「本当のものは」などでも可。

× 『本当』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点(入っていれば○1点。以降も同様)。

④ 「実用的な規準に基づくにすぎず」、「の要素に1点。

○ 「実用的な規準によるだけで」、「実用的規準から判断されているだけで」、「などでも可。

× 「実用的な規準」の成分が入っていないければ×0点。

B 「知覚対象の「見え」は知覚体験としてすべて同等の資格をもつということ。」(4点)

※ 傍線部を説明する他方の条件。

① 「知覚対象の『見え』は」の要素に1点。

○ 「知覚対象の『現れ』は」「知覚対象についての『見え』は」などでも可。

× 「知覚対象」「見え」の二成分のニュアンスの成分がそろっていないければ×0点。

② 「知覚体験として」の要素に1点。

○ 「知覚経験として」「知覚的事実として」などでも可。

× 「知覚体験」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「すべて同等の資格をもつということ。」の要素に1点。

○ 「皆同じ資格を持つということ。」「すべて等価だということ。」などでも可。

× 「同等」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(1) 9点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

A③〇1点

ジャストロー図形のウサギの頭とアヒルの頭を

B①〇1点

B②〇1点

B③〇1点

感覚与件の異なる解釈として、その理由に構造的契機を持ち出すと、

C①〇1点

C②〇1点

X〈分析Ⅱ分けること〉〇1点

知覚対象の存在を前提することになるから。(9点)

【構造点】

・Xは、傍線部について、条件Aを、B、Cの〈因果関係〉にある二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、条件A、B、C内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 条件Aの要素十条件Bの要素十条件Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士で、また各条件内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(8点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り1点加点する。(1点)

A 「ジャストロー図形のウサギの頭とアヒルの頭を」(3点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

① 「ジャストロー図形の」の要素に1点。

○ 「ジャストロー図形において」「二重知覚をもたらすジャストロー図形の」などでも可。

× 「ジャストロー図形」の成分が入っていないければ×0点。

② 「ウサギの頭と」の要素に1点。

○ 「一方でウサギの頭と」「ウサギの頭という解釈と」などでも可。

× 「ウサギの頭」の成分が入っていなければ×0点。

③ 「アヒルの頭を」の要素に1点。

○ 「他方でアヒルの頭を」「アヒルの頭という解釈を」などでも可。

× 「アヒルの頭」の成分が入っていないならば×0点。

B 「感覚与件の異なる解釈として、その理由に構造的契機を持ち出すと、」(3点)

※ 傍線部を説明する、〈因果関係〉の〈因〉の条件。

① 「感覚与件の」の要素に1点。

○ 「感覚与件に関する」「感覚与件についての」などでも可。

× 「感覚与件」の成分が入っていないならば×0点。

② 「異なる解釈として、」の要素に1点。

○ 「違う解釈があるとして、」「異なる解釈の、」などでも可。

× 「異なる解釈」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

③ 「その理由に構造的契機を持ち出すと、」の要素に1点。

○ 「構造的契機を理由として持ち出すと、」「その理由として構造的契機に言及すると、」などでも可。

× 「理由」「構造的契機」の二成分のニュアンスがそろっていないならば×0点。

C 「知覚対象の存在を前提することになるから。」(2点)

※ 傍線部を説明する、〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「知覚対象の存在を」の要素に1点。

○ 「知覚対象があることを」「知覚対象が存在することを」などでも可。

× 「知覚対象」「存在」の二成分のニュアンスがそろっていないならば×0点。

② 「前提することになるから。」の要素に1点。

○ 「前提していることになるから。」「あらかじめ認めることになるから。」などでも可。

× 「前提する」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

(三) 9点

(模範解答例)

A ○1点

ウサギ／アヒルは、

B ○1点

「種の変化」であるのに、

C ①○1点 C ②○1点

「見え」と その背後にある本物の「線画」という解釈では、

C ③○1点
線画の「性質」の変化

C ④○1点 C ⑤○1点

に誤って 還元されてしまうこと。

X (分析Ⅱ分けること) ○1点 Y (逆説Ⅱ矛盾を含むこと) ○1点 (9点)

【構造点】

・ Xは、条件C内で、〈C①+C②〉と〈C③+C④+C⑤〉の〈因果関係〉の二成分に〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈C①+C②〉、〈C③+C④+C⑤〉の各成分の要素がそれぞれ一つ以上入っているならば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X (分析Ⅱ分けること) 〈C①〉、〈C②〉のうちの少なくとも一つ 〈C③〉、C④、C

⑤のうちの少なくとも一つ ○1点

・ Yは、条件Aを、条件B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bと、条件C内の要素が一つ以上入っているならばこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y (分析Ⅱ分けること) A+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件C内の要素間で原則的に部分採点可能である。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(2点満点)

A 「ウサギ／アヒルは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題を提示する条件。

○ 「ウサギからアヒルへ（またその逆）は、「ウサギとアヒルの転換は」などでも可。

× 「ウサギ／アヒル」の〈対比（転換）〉のニュアンスの成分がなければ×0点。

B 『種の変化』であるのに、「」（1点）

※ Aを説明する一方の条件。

○ 『種の変化』であるが、「種の転換なのに、「などでも可。

× 『種の変化』のニュアンスの成分がなければ×0点。

C 『見え』とその背後にある本物の『線画』という解釈では、線画の『性質』の変化に

誤って還元されてしまうこと。」（5点）

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「見え」との要素に1点。

○ 『見え』（ウサギ／アヒル）「ウサギ／アヒルという『見え』などでも可。

× 『見え』のニュアンスがなければ×0点。

② 「その背後にある本物の『線画』という解釈では、「の要素に1点。

○ 「本物の『線画』がその背後にあるという解釈では、「それをもたらす、背景にある本物の『線画』という解釈」などでも可。

× 「背後」「本物の『線画』」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

③ 「線画の『性質』の変化に」の要素に1点。

○ 「線画の『性質』」における変化に「線画の『性質』上の変化」などでも可。

× 「線画」「性質」の変化」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

④ 「誤って」の要素に1点。

○ 「誤解されて」「誤って解釈されて」などでも可。

× 「誤って」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

⑤ 「還元されてしまうこと。」の要素に1点。

○ 「帰着させられてしまうこと。」「みなされてしまうこと。」など度も可。

× 「還元」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

(模範解答例)

A①〇1点	A②〇1点	A③〇1点	A④〇1点
「射映」も	「感覚与件」も	知覚体験であり、	知覚対象の性質に関する「見え」の

ことだが、

B①〇1点	B②〇1点	X〈分析〓分けること〉〇1点
-------	-------	----------------

アスペクトは	事物を「何かとして」把握する概念だから、
--------	----------------------

C①〇1点	C②〇1点
-------	-------

事物が「何」であるかの本質規定に関わる概念は、	「何か」の性質の記述からは、
-------------------------	----------------

C③〇1点	Y〈総合〓まとめること〉〇1点
-------	-----------------

別されるべきものだということ。(1点)〈120字〉

【構造点】

・ Xは、傍線部を、条件Aと条件Bに、〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、条件A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立していると思われる。1点加算。

X 〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・ Yは、条件A、Bを、条件Cに〈総合〓まとめること〉として説明する構造への評価である。ここでは条件A、B、C内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立していると思われる。1点加算。

Y 〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(2点満点)

※ 「1〇〇字以上120字以内」という字数制限付きの設問であるから、字数不足・字数オーバーは採点対象外、つまり総点0点である。

A 『射映』も『感覚与件』も知覚体験であり、知覚対象の性質に関する『見え』のことだが、「」(5点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 『射映』も「」の要素に1点。

○ 『射映』と『射映』とともに「」などでも可。

× 『射映』の成分が入っていないなければ×0点。

② 『感覚与件』も「」の要素に1点。

○ 『感覚与件』も同様に「『感覚与件』もまた」などでも可。

× 『感覚与件』の成分が入っていないければ×0点。

③ 「知覚体験であり、」の要素に1点。

○ 「知覚体験だから、」知覚体験なのであって「」などでも可。

× 「知覚体験」ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「知覚対象の性質に関する『見え』のことだが、「」の要素に1点。

○ 「知覚対象の性質としての『見え』のことであるが、「知覚対象の性質を表す『見え』」ののだが、「」などでも可。

× 「知覚対象」「見え」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「アスペクトは事物を「何かとして」把握する概念だから、」(2点)

※ 傍線部を説明するためのもう一方の条件。

① 「アスペクトは」の要素に1点。

○ 「他方でアスペクトは」「アスペクトの方は」などでも可。

× 「アスペクト」の成分が入っていないと×0点。

② 「事物を「何かとして」把握する概念だから、」の要素に1点。

○ 「事物が『何か』を捉える概念であるから、「事物が何であるかを規定する概念だから」などでも可。

× 「事物」「何か」として把握する概念」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

C 「事物が「何」であるかの本質規定に関わる概念は、「何か」の性質の記述からは、区別されるべきものだということ。」(3点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

① 「事物が『何』であるかの本質規定に関わる概念は、「」の要素に1点。

○ 「事物を本質規定する概念は、「事物が何かという本質規定をする概念は、「」などでも可。

× 「事物」「本質規定に関わる概念」の二成分のニュアンスがそろっていないければ

×0点。

② 『何か』の性質の記述からは、「の要素に1点。

○ 「事物の性質の記述とは、「『何か』の性質の『見え』からは「などでも可。

× 『何か』『性質の記述』の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「区別されるべきものだということ。」「の要素に1点。

○ 「区別しなければならないということ。」「区別されなければならないこと。」「などでも可。

× 「区別」のニュアンスの成分がなければ×0点。

(五) 各1点(合計3点)

a || 醸成

b || 皮膚

c || 周知

★2019年度 東大本番レベル模試 第2回 第二問(古文『平家物語』) 採点基準

※文科30点・理科20点

(一) 文科ア・理科ア 傍線部を現代語訳せよ。

【3点】

〔傍線部〕

A1 五月雨さへ **B2** かきくらし

〔解答例〕

A1 五月雨までも **B2** 辺りを暗くして降り、

〔ポイント〕

A【1点】 五月雨さへ ↓ 五月雨までも

※「五月雨」は「五月の雨」でもよい。

※「さへ」の訳「～までも・その上～も」ができていない場合は×。「～さえ・～すら」では×。

B【2点】 かきくらし ↓ 辺りを暗くして降り、

※「辺りを暗くし」の意があればよい。この意がない「心を暗くして・悲しんで」などは×。

ただし、「辺りを暗くし」の意がある場合は、「心を暗くして・悲しんで」などがあってもよしとする。

※右の意があるが、文末が、連用形、または「～して」のかたちになっていない場合は**【1点】**。

(一) 文科ウ・理科イ 傍線部を現代語訳せよ。

【3点】

「傍線部」

A1 この中にはなんぢぞ B2 あるらん

「解答例」

A1 ここにいる者たちの中ではお前が B2 何とかできそうだと。

「ポイント」

A【1点】 この中にはなんぢぞ

↓ ここにいる者たちの中ではお前が

※「ここにいる人々の中で」の意がわかれば、「この一行の中で」などでもよい。

「この中では」でもよしとする。「この中には」のままは×。

※「お前」は「あなた・そなた」などでもよい。「忠盛」でもよしとする。

B【2点】 あるらん ↓ 何とかできそうだと。

※「対処できそうだと・適任だろう・化け物の処置ができる・化け物に対抗できる」などでもよい。

※右の意はあるが、「くしそうだと・くだろう」などの推量の意がない場合は【1点】。

(一) 文科才・理工工 傍線部を現代語訳せよ。

【3点】

「傍線部」

A1 しかるべき B1 便宜も C1 なかりけるに、

「解答例」

A1 院に申し上げる B1 適当な機会も C1 なかったところ、

「ポイント」

A【1点】 「補い」 ↓ 院に申し上げる

※Cが×の場合は得点できない。

※「院」は「白河院・上皇・白河上皇」でもよい。これに相当する訳がない場合は×。

※「申し上げる」は「言う・報告する・上奏する・伝える・会う・(院のものを)訪ねる・(我が子としてよいか)尋ねる」などでもよい。

※「祇園女御が男子を産んだことを」のような報告の内容の有無は不問。

B【1点】 しかるべき ↓ 適当な

※「ちようどよい・よい」などでもよしとする。

※右の意がない「そのような・そうできる」などは×。

C【1点】 便宜もなかりけるに、 ↓ 機会もなかったところ、

※「機会」は「ついで」でもよい。また、「つて・方法」などでもよしとする。

※「なかった」(ない+過去)がない場合は×。

※「ところ」は、「時に・ところに」、「または」が「けれども」でもよい。「ので・から・ため」などは×。

文科(二) 文科のみ 傍線部「…」とあるが、「鬼」の正体は何であったのか、説明せよ。

【5点】

「傍線部」

これはまことの鬼と覚ゆる

「解答例」

A1 両手に手瓶と土器を持ち、

B1 藁の笠をかぶった C1 六十歳くらいの

D1 承仕 E1 法師。

「ポイント」

A【1点】 両手に手瓶と土器を持ち、 (5人)

※Eに「法師・僧・人・者・人物」等の意がない場合は得点できない。

※「両手に」はなくてもよい。

「手瓶」と「土器」の両方が書かれていなければならないが、「手瓶」は「油」、「土器」は「火」でもよい。

B【1点】 藁の笠をかぶった (5人)

※Eに「法師・僧・人・者・人物」等の意がない場合は得点できない。

※「藁をかぶった・笠のように藁をかぶった」でもよい。「藁」は「小麦の藁」でもよい。

「藁」がない「笠をかぶった」は×。

C【1点】 六十才くらいの (5人)

※Eに「法師・僧・人・者・人物」等の意がない場合は得点できない。

※「くらい」はなくてもよしとする。

D【1点】 承仕 (5人)

※Eに「法師・僧・人・者・人物」等の意がない場合は得点できない。

※「承仕」という表現がなくても、解答全体から次の意が読み取ればよしとする。

・ 灯明 (御燈・明かり・火) を灯そう (つけよう) としていた

・ 灯明 (御燈・明かり・火) の係りの

・ 仏に供える灯明 (御燈・明かり・火) を持った

E【1点】 法師。

※「法師・僧」の意があればよい。

※「人・人物」などは×。

文科(三)・理科(二) 傍線部「. . .」とは、どのようなことを指しているか、説明せよ。 【5点】

〔傍線部〕 忠盛が振る舞ひやう

〔解答例〕 **A2** 殺せと命じられた物を、**B1** 殺すまでもないと**C2** 生け捕りにしようとしたこと。

〔ポイント〕

A【2点】 殺せと命じられた物を、

※**Cが0点の場合は得点できない。**

※「殺せと命じられたのに」でもよい。命じた主体(「院が」など)の有無は不問。

※「殺せと命じられた」の意がなく「堂にいるものを・化け物を」などとなっている場合は**【1点】**。

※右の意がない「相手を」などは×。

B【1点】 殺すまでもないと

※**Cが0点の場合は得点できない。**

※「危険ではないので・狐狸だと判断して・殺すのは思慮が浅いと思って・殺すのはかわいそうだと・殺すのは忍びないと」などでもよい。

C【2点】 生け捕りにしようとしたこと。

※「生け捕る」の意がなく、「殺さなかった・射たり斬ったりしなかった・弓や刀を使わなかった」などがある場合は**【1点】**。

「傍線部」

ただもりとりてやしなひにせよ

「解答例」

A1 生まれた子を、B2 むか子をただ盛るように、

C2 忠盛の子として育てよということ。

「ポイント」

A【1点】 生まれた子を、

※Cが0点の場合は得点できない。

※「生まれた子」は「子供を・子を・若君を」でもよい。

B【2点】 むか子をただ盛るように、

※Cが0点の場合は得点できない。

※「むか子(芋・山芋・芋の芽・山芋の芽)を」「ただ」「盛る(盛りとる)」「ように」(のではないが)「の四つがあって【2点】」。

※「むか子を」と「盛る」のいずれかがない、「むか子のように・芋のように」「や」「ただ盛りとるよ
うに」などは×。

※「むか子を」「盛る」「ように」があるが、「ただ」がない場合は【1点】。

※「むか子を」「ただ」「盛る」があるが、比喩であることを示す「ように」のではないが「な
どがない場合は【1点】」。

※「むか子を」「盛る」があるが、「ただ」も、比喩であることを示す「ように」のではないが「
などもない場合は×」。

C【2点】 忠盛の子として育てよということ。

※「忠盛の子として」は「忠盛が引き取って・忠盛が親となって」などでもよい。

※「忠盛」が明らかでなく、「我が子として育てよ」となっている場合は【1点】。

※「武士として育てよ・弓矢を教えよ」などの有無は不問。

文科(五)・理科(三) 傍線部「・・・」とあるが、どうして若君に清盛という名が付いたのか、説明せよ。 【6点】

「傍線部」 さてこそ清盛とは名乗られけれ

「解答例」 **A2** 院が、**B4** この子は将来清く盛りを迎えることもあろうと **(A)** 歌に詠んだため。

「ポイント」

A【2点】 院が、ゝ 歌に詠んだため。

※「院(白河院・上皇・白河上皇)」が歌に詠んだから・院の歌にあるから」の意があれば【2点】。

※「歌に詠んだ」の意がない「院が言ったから」は【1点】。

※「院(白河院・上皇・白河上皇)」の意がない「歌に詠まれたから」などは【1点】。

※院(白河院・上皇・白河上皇)「の意もなく、「歌に詠んだ」の意もない「人が言ったから」と言われたから」などは×。

※「子供に対して」や「若君の夜泣きに対して」といった説明の有無は不問。

B【4点】 この子は将来清く盛りを迎えることもあろうと

※**Aが0点の場合は得点できない。**

※「この子(子供・子・若君)が」と「清く盛える」があって【4点】。

「さかえる」は一般的には「栄」の字が当たるが、「ここでは「盛」の字でなくては満点とならない。

※「この子が」はあるが、「清く栄える」や「きよくさかふる」のように「清」と「盛」の漢字の片方、もしくは両方が当てられていない場合は【2点】。

※「清」も「盛」も漢字が当てられているが、「この子が」という主語が明らかでない場合は【2点】。

※「この子が」という主語が明らかでなく、「清」と「盛」の漢字の片方、もしくは両方が当てられていない場合は×。

※「清く盛りを迎えることもあろう」は、「清く盛りを迎えられるように・『清く盛ふる』という言葉があった」などでもよい。

※夜泣きすることや子が泣くこととの関係性の説明の有無は不問。

東大模試 第3問 漢文 採点基準

(二) a 人間の食べる穀物を 餌にする。 (2点)
a 1点 b 1点

a 「栗」の要素 1点

※「栗」のままは×。

b 「以てす」の訳し方 1点

※「人間が食べるもので養う」なども可。

※「カモやガンの」などの有無は不問。

(二) b 交換する (2点)

※「変える・代える・替える」は×。

※「かえる」は△減点1点

※「交易」は×

(二) c 大切な 食糧 (2点)
a 1点 b 1点

a 「上」は「大切な」「大事な」など。

※「豪華な、贅沢な、上品な、上流の」などは×。

b 「食」は「食糧」「食料」「食べ物」など。

※「食事、食品、食料品」は×。

(二)

a 3点

一石のくず米のために二石の穀物を放出するのは

b 3点

かえって出費がかさみ

c 4点

d 不問

それなら、穀物を餌にするほうがましであるから。(10点)

a 「今糶をく一石の糶に易ふ」の要素 3点

※ 「aよりもc」のようにつながっていてもよい。

b 「糶を以てく費え甚し」の要素 3点

※ 「出費を抑えようというねらいに反するので」も可。

c 「請ふ粟を以て之を養へ」と願う理由 4点

※ 「国庫の粟のたくわえがなくなってしまうから」は×。

d 文末の「くから」「くので」の有無は不問。

(三) 理科は (二)

a 3点

民が苦勞して穀物を育てるのは

b 3点

c 不問

鳥獸のためではない ということ (6点)

a 「何が」に相当する部分 3点

※「民が」「苦勞して」「穀物を育てる」の3要素に各1点。

※「百姓」のままでは×。

※「苦勤」のままでは×

※「はたらく」「仕事をする」は×

b 「どうである」に相当する部分 3点

※「どうして鳥獸のためであろうか」と訳になっているものは減点1点

c 文末の「〜ということ」の有無は不問とする。

(四) 理科は (三)

a 4点

穀物が国の倉庫にあっても民のもとにあっても、

b 3点

a

民の父母である自分にとつては 同じだから

c 2点

d 不問

民が得するのならそれでよいのだ ということ (8点)

a 「倉の粟を取りてく吾が粟に非ずや」及び「粟の倉に在るとく何ぞ扱ばん」の要素 4点

※「出費はかさんでも鳥にくず米を食べさせておけば民に穀物を食べさせることができるのだから」のような方向性の解答は減点2点。

※「民の私有財産と国家の財産は一体のものであるから」のようなものは減点3点。

b 「夫れ君なる者は民の父母なり」の要素 2点

※自分(主君・君主)は民の父母のようなものだと書いていればよい。

c 民のくず米一石と、国庫の穀物二石を交換することは「民のほうを得」して「国のほうが損」するように見えるが、a bのように考えれば、「親である自分」にとつて、「子である民が得」するのなら、それでいいのだということ。これが穆公の「大計」になる。 2点

d 文末の「くということ」については不問とする。

第四問 現代文（随筆） 採点基準（合計20点）

（一）5点

（模範解答例）

A ○1点

私が二十代から三十代に持った友人達は、

B ○1点

小説など滅多に読まなかったが、

C ① ○1点

C ② ○1点

即物的で他人を気にして生活しており、

優れて文学の対象となりうる存在だったこと。

X 〈逆説⇨矛盾を含むこと〉 ○1点
と。 (5点)

【構造点】

・ Xは、Aの内実を、〈矛盾 するB、Cの二条件に引き裂いて説明する、〈逆説⇨矛盾を含むこと〉の構造への評価である。条件A、B、それにCの要素が一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立している」とみなして1点加点。

X 〈逆説⇨矛盾を含むこと〉 A+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、また条件C内では要素間において原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「私が二十代から三十代に持った友人達は、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

○ 「私の二十代から三十代にかけての友人たちは、」「私が教師をしていた若いころの友人たちは、」などでも可。

× 「二十代から三十代」「友人」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「小説など滅多に読まなかったが、」(1点)

※ Aを説明する一方の条件。

○ 「小説などにほとんど関心をもたなかったが、」「小説を読むような人々ではなかったが、」などでも可。

× 『小説を読む』ことのほぼ否定」のニュアンス入っていないなければ×0点。

C 「即物的で他人を気にして生活しており、優れて文学の対象となりうる存在だったこと。」(2点)

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「即物的で他人を気にして生活しており、」の要素に1点。

○ 「他人を気にしつつ、それぞれ即物的な生活を送ることで、」「即物的な生活をおくりながら、周りを気にすることで、」「各自の即物的生活の中で、人間を気にすること、」などでも可。

× 「即物的生活」「他人を気にする」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

② 「優れて文学の対象となりうる存在だったこと。」の要素に1点。

○ 「かえって無意識のうちに文学的な存在だったこと。」「むしろ知らず知らずのうちに文学的存在となっていたこと。」「逆に無意識に純粹に文学的だったこと。」「などでも可。

× 「文学的」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

(二) 6点

(模範解答例)

A ○1点

海辺の暮らしでは、

B ○1点

人間は自然の見せる豊かさ、不思議さと力強さに畏敬の念を持ち、

C ○1点

X 〈逆説||矛盾を含むこと〉○1点

自然の幸を得、

D ○1点

Y 〈総合||まとめること〉○1点

自然と一体化して生きねばならないこと。(6点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明するために、条件Aを、条件B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する。
〈逆説||矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立しているとして見て1点加算。

X 〈逆説||矛盾を含むこと〉 A+B+C ○1点

・Yは、〈矛盾〉する二条件B、Cを、条件Dに〈総合||まとめること〉として説明する構造への評価である。
ここでは条件B、C、Dがそろっていれば、この構造が成立しているとして見て1点加算。

Y 〈総合||まとめること〉 B+C+D ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件間において原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(2点満点)

A 「海辺の暮らしでは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

○ 「海辺の生活では、」「海浜生活では、」などでも可。

× 「海辺の暮らし」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

B 「自然の見せる豊かさ、不思議さと力強さに畏敬の念を持ち、」(1点)。

※ Aを説明する一方の条件。

○ 「自然の豊饒で不思議で力強いさまに畏敬の念を持ち」、「自然の不思議な豊かさと強さに畏敬の念を持ち」、「などでも可。

× 「自然」「畏敬の念」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

C 「自然の幸を得、」(1点)

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

○ 「他方で自然から生活の糧を得なければならず」、「その一方で生活のために自然を克服しなければならず」、「などでも可。

× 「自然の幸を得る」のニュアンスの成分がなければ×0点。

D 「人間はく自然と一体化して生きねばならないこと。」(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

○ 「人間は自然との共生のなかで生きなければならないこと。」「人間は自然との相互交流の中で暮らしていかざるを得ないこと。」「などでも可。

× 「人間と自然」「一体化」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

(三) 5点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

私が自分の文学志向を語れば 文学を喋る人との話が作法的になると同時に、

B①○1点

B②○1点

語らないことで 周囲の人の執着や、日本からの訪問者たちのため息から多くを学べ

X (分析||分けること) ○1点

たから。(5点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、AとBの〈矛盾〉しない二条件に〈分析||分けること〉して説明する構造への評価である。条件A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていればこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X (分析||分けること) Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件間において、また各条件内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「私が自分の文学志向を語れば文学を喋る人との話が作法的になると同時に、」(2点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「私が自分の文学志向を語れば」の要素に1点。

○ 「私が文学を志していることを表明すれば」「私の文学志向を明らかにすれば」などでも可。

× 「文学志向の表明」のニュアンスが入っていないければ×0点。

② 「文学を喋る人との話が作法的になると同時に、」の要素に1点。

○ 「文学のことを語る人との対話がぎこちなくなるし、」「文学を語る人との会話に不自然さが出るし、」などでも可。

× 「文学を喋る人との話」「作法的」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「語らないことで周囲の人の執着や、日本からの訪問者たちのため息から多くを学べたから。」(2点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「語らないことで」の要素に1点。

○ 「一方で語らないことによって」「また語らないからこそ」などでも可。

× 「語らない」のニュアンスが入っていないければ×0点。

② 「周囲の人の執着や、日本からの訪問者たちのため息から多くを学べたから。」

○ 「地元の人たちのこだわりや、日本からやって来る人達の嘆息から沢山のことを学べたから。」「周りの人達の捕らわれていることや、日本からの来訪者達のため息が多くを教えてくれたから。」などでも可。

× 「周囲の人の執着」「日本からの訪問者たちのため息」「多くを学ぶ」の三成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

四 4点

(模範解答例)

A ○1点

芸術家として特別扱いされずに怒る人には、

B ○1点

一級の人が私の音楽への無知に対して示す素朴な感性も、

C ○1点

素人の突拍子もない話に生の夢を重ねる能力もなかったから。

〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点 (4点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明するために、主体であるAの様態を、B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造への評価である。ここではA、B、Cがそろっていれば、この構造は成立しているとして見て1点加点。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 A+B+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において部分採点可能である。(3点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「芸術家として特別扱いされずに怒る人には、」(1点)

※ 傍線部を説明するための主体明示の条件。

○ 「芸術家の特別扱いを受けられずに立腹する人には、」「芸術家としての特別待遇を受けられずに気分を害するような人には、」などでも可。

× 「芸術家としての特別扱いの否定」「怒る」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「二級の人が私の音楽への無知に対して示す素朴な感性も、」(1点)

※ Aの様態を表す一方の条件。

○ 「音楽に無知である私に二級の人があらわにする素朴な感性も、」「私が音楽に無知であることで一級の人が露出させる素朴な感性も、」などでも可

× 「私の音楽への無知」「二級の人が示す素朴な感性」の二成分のニュアンスがそ

ろっていないければ×0点。

C 「素人の突拍子もない話に生の夢を重ねる能力もなかったから。」(1点)

※ Aの様態を表すもう一方の条件。

○ 「素人の突拍子もない話に専門家としてではない生きることの夢を重ねる能力もなかったから。」「素人の突拍子もない語りに生きることの夢を重ねられる力も持っていないかったから。」などでも可。

× 「素人の突拍子もない話」「生の夢を重ねる能力の否定」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。